**補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト**

事業実施の団体名：

【注】下記の項目において、YES・NOの該当する方を■にすること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．補助事業者が、納税義務者ではない又は地方公共団体の一般会計である。 | YES□ | NO□ |

※YESの場合は、消費税を含めて交付決定を行い、仕入控除税額の報告・返還は不要。

NOの場合は、２．へ。

【１．において「NO」に該当する場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２．補助事業者が、次のいずれかに該当する。①消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除される者（３．へ）②消費税法第37条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者（４．へ）③消費税法第60条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者（５．へ）④①から③以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者（６．へ） | YES□ | NO□ |

※YESの場合は、３．から６．の各項目を補助事業者に確認し、全ての項目でYESであれば消費税込みで交付決定ができる。

２．①から④に該当しない場合（NOの場合）は、消費税抜きで交付決定を行う。

【２．において「①」に該当する場合】

|  |
| --- |
| ３．消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除される者 |
| ①課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること | YES□ | NO□ |
| ②課税事業者を選択していないこと | YES□ | NO□ |
| ③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者となった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES□ | NO□ |
| ④特定期間における課税売上高が1,000万円を超えないこと（平成25年度予算事業より適用） | YES□ | NO□ |

※①から④で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付決定を行う。

【２．において「②」に該当する場合】

|  |
| --- |
| ４．消費税法第37条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者 |
| ①課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること | YES□ | NO□ |
| ②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること | YES□ | NO□ |
| ③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと | YES□ | NO□ |
| ④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者となった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES□ | NO□ |

※①から④で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付決定を行う。

【２．において「③」に該当する場合】

|  |
| --- |
| ５．消費税法第60条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者 |
| ①補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出をすること | YES□ | NO□ |
| ②特定収入割合が５％以下になった場合、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES□ | NO□ |

※①から②で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付決定を行う。

【２．において「④」に該当する場合】

|  |
| --- |
| ６．２．①から③以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者 |
| ①補助事業終了後、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES□ | NO□ |

※①でNOであれば、消費税抜きで交付決定を行う。